

境港市民図書館公式ユーチューブ運用ガイドライン

1. 運用ガイドラインについて

この運用ガイドラインは、境港市民図書館(以下「市民図書館」という。)がユーチューブを通じて情報提供を行うための基本的なルールを定めたものである。

2. ユーチューブの運用方法について

(1)アカウントの管理者

管理は、市民図書館職員が行う。

(2)アカウント名

境港市民図書館

(3)URL

<https://youtube.com/channel/UCCgtCKC nnIx43LNMIqXRg?si=vpIvQcCB2FmgxHLi>

(4)情報発信の目的

図書館の紹介やイベントの内容などを配信

(5)情報発信の対象者

境港市にお住まいのかたや全国の図書館ファンのかた

(6)情報発信の内容

市民図書館のサービスのうち、動画配信が適当であるサービス情報を提供

(7)投稿者

市民図書館職員

(8)運用時間

午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで(休館日を除く)

※イベント告知等で上記以外の時間帯に発信をする場合もあります。

(9)その他

コメント機能は利用せず、質問・意見については、以下のホームページ「お問い合わせ」を利用する。

境港市民図書館 <https://lib.city.sakaiminato.tottori.jp>

3. 留意事項

(1)業務目的外に使用してはならない。

(2)業務用コンピューターからの投稿を主とし、個人用携帯等からの投稿は原則してはならない。

※ただし、災害発生等の緊急時は、運用時間外に自宅・個人用携帯等からの投稿を可能とする。

- (3)守秘義務を遵守し、情報の取り扱いに最大限留意しなければならない。
- (4)発信する情報は正確に投稿し、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (5)次に掲げる情報は発信してはならない。
- ・誹謗中傷や不敬な言い方を含むもの
 - ・人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
 - ・境港市及び他者の秘密に関するもの
 - ・個人情報や境港市及び他者の権利を侵害するもの
 - ・境港市のセキュリティを脅かす恐れのあるもの
 - ・単なる噂や噂を助長させるもの
 - ・その他公序良俗に反する一切のもの

附則

この運用ガイドラインは、令和8年6月16日から施行します。

境港市民図書館公式Instagram運用ガイドライン

1. 運用ガイドラインについて

この運用ガイドラインは、境港市民図書館(以下「市民図書館」という。)がInstagramを通じて情報提供を行うための基本的なルールを定めたものである。

2. Instagramの運用方法について

(1)アカウントの管理者

管理は、市民図書館職員が行う。

(2)アカウント名

境港市民図書館

(3)URL

https://www.instagram.com/sakaiminato_library/

(4)情報発信の目的

皆さんに役立つ図書館やイベント情報など図書館の魅力を発信

(5)情報発信の対象者

境港市内にお住まいのかたや全国の図書館ファンのかた

(6)情報発信の内容

市民図書館の内外の風景や展示・イベントなどの写真・動画を提供

(7)投稿者

市民図書館職員

(8)運用時間

午前9時00分から午後6時00分まで(休館日を除く)

※イベント告知等で上記以外の時間帯に発信をする場合もあります。

(9)その他

①コメント機能は利用せず、質問・意見については、以下のホームページ「お問い合わせ」を利用する。

境港市民図書館 <https://lib.city.sakaiminato.tottori.jp/>

②政府の機関・地方公共団体又は公共性の高い機関については、必要に応じてフォローを行います。それ以外にはフォローは行いません。また、本アカウントに対し、公序良俗に反するリプライや DM 等を繰り返し行うアカウントは、事前の連絡なく、こちらからブロックすることがあります。

9 留意事項

(1)業務目的外に使用してはならない。

(2)業務用コンピューターからの投稿を主とし、個人用携帯等からの投稿は原則してはならない。

※ただし、災害発生等の緊急時は、運用時間外に自宅・個人用携帯等からの投稿を可能とする。

(3)守秘義務を遵守し、情報の取り扱いに最大限留意しなければならない。

(4)発信する情報は正確に投稿し、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(5)次に掲げる情報は発信してはならない。

- ・誹謗中傷や不敬な言い方を含むもの
- ・人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
- ・境港市及び他者の秘密に関するもの
- ・個人情報や境港市及び他者の権利を侵害するもの
- ・境港市のセキュリティを脅かす恐れのあるもの
- ・単なる噂や噂を助長させるもの
- ・その他公序良俗に反する一切のもの

附則

この運用ガイドラインは、令和8年6月16日から施行します。